



宮 崎 県 公 報

平成25年9月2日(月曜日) 第 2519 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

- 指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定(障害福祉課) 1
- 有害興行の指定(こども家庭課) 1
- 保安林の指定解除の予定の通知(自然環境課) 2
- 道路の区域の変更(道路保全課) 2
- 道路の供用の開始(") 2

公 告

- 工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施(消防保安課) 2

- 保安林の皆伐面積の限度(自然環境課) 3
- 大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市町村の意見(商工政策課) 3
- 砂利採取業務主任者試験の実施(産業振興課) 4
- 技能検定の実施(労働政策課) 4
- 都市計画の変更図書の写真の縦覧(都市計画課) 5
- 開発行為に関する工事の完了(建築住宅課) 5
- 入札公告(2件) 5
- 労働委員会告示**
- 宮崎県労働委員会のあっせん員候補者の氏名、
 閥歴等の公示 8

告 示

宮崎県告示第 507号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成25年9月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定 年月日
船塚クリニック	宮崎市	精神通院医療	平成25年9月1日

宮崎県告示第 508号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例(昭和52年宮崎県条例第27号)第14条第1項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

平成25年9月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

指定番号	種類	題 名	製作・配給会社名	指定年月日
25年-38	映画	妹・OL・人妻 すけべ丸出し	友松組 <オーピー映画>	平成25年8月21日
25 -39	映画	熟女事務員 癖になる痴態	上田組 <新日本映像>	
25 -40	映画	新任女刑務官 禁じられた関係	坂本組 <新日本映像>	
25 -41	映画	S E X 診察室 あえぐ熟巨乳	山崎組 <オーピー映画>	
25 -42	映画	黒い団地妻 妊娠したい入居者	山内組 <新日本映像>	
25 -43	映画	尼寺 姦淫姉妹	友松組 <新東宝映画>	
25 -44	映画	禁欲シスター 犯りたい祈り	渡邊(元)組 <大蔵映画>	
25 -45	映画	喪服不倫妻 こすれあう局部	後藤組 <新東宝映画>	
25 -46	映画	奴隷愛人 めざめた人妻	後藤(史)組 <新東宝映画>	

25 -47	映画	乱宴の宿 湯けむり未亡人	小川組 <オーピー映画>
25 -48	映画	道化死てるぜ！ (原題) STITCHES	松竹 (アイルランド)
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。		

宮崎県告示第 509号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成25年 9 月 2 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 解除予定保安林の所在場所 小林市北西方字有村4049- 5、4050- 5、4050- 8、4050- 9、字黒仁田4054- 3、4055- 4、4069- 5、4069- 6、4070- 5
- 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 解除の理由 道路用地とするため

宮崎県告示第 510号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成25年 9 月 2 日から平成25年 9 月16日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年 9 月 2 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
235	県道	檜原細 見線	延岡市小川 町5062番 4 地先から同 市同町5062 番 3 地先ま で	旧	12.3~ 28.7	295.0
				新	13.1~ 29.9	295.0

宮崎県告示第 511号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成25年 9 月 2 日から平成25年 9 月16日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年 9 月 2 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
235	県道	檜原細 見線	延岡市小川 町5062番 4 地先から同 市同町5062 番 3 地先ま	平成25年 9 月 2 日

			で	
--	--	--	---	--

公 告

消防法（昭和23年法律第 186号）第17条の10の規定により、工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習を次のとおり実施する。

平成25年 9 月 2 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 講習の対象者
 - 消防設備士免状の交付を受けた日から 2 年以内の者
 - 前回の講習を受けた日から 5 年以内の者
- 講習実施区分

講習区分	講習の対象となる消防設備士の種類及び区分
消火設備	第 1 類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士、第 2 類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第 3 類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士
警報設備	第 4 類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第 7 類の乙種消防設備士
避難設備 ・消火器	第 5 類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第 6 類の乙種消防設備士

3 講習の日時及び場所

講習区分	日 時	場 所
消火設備	平成25年10月22日（火） 9 時30分から17時00分まで	延岡市社会教育センター 延岡市本小路39番 1
	平成25年10月29日（火） 9 時30分から17時00分まで	宮崎県技能検定センター 宮崎市学園木花台西 2 丁目 4 番地 3
警報設備	平成25年10月16日（水） 9 時30分から17時00分まで	都城市高城生涯学習センター 都城市高城町穂満坊 105番地
	平成25年10月23日（水） 9 時30分から17時00分まで	延岡市社会教育センター 延岡市本小路39番 1

	平成25年10月30日 (水) 9時30分から17時00分まで	宮崎県技能検定センター 宮崎市学園木花台西 2丁目4番地3	小丸川上流土流 一ツ瀬川水かん 一ツ瀬川土流 一ツ瀬川干害 一ツ瀬川保健 小丸川下流水かん 小丸川下流土流 小丸川下流干害 小丸川下流保健 川内川上流水かん 川内川上流土流 川内川上流防風 川内川上流干害 大淀川本流水かん 大淀川本流土流 大淀川本流土崩 大淀川本流防風 大淀川本流干害 大淀川本流保健 本庄川水かん 本庄川土流 本庄川防風 本庄川干害 本庄川保健 大淀川中流水かん 大淀川中流土流 大淀川中流干害 広渡川水かん 広渡川土流 広渡川干害 広渡川保健 福島川水かん 福島川土流 福島川干害	土砂流出防備保安林 水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 干害防備保安林 保健保安林 水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 防風保安林 干害防備保安林 水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 防風保安林 干害防備保安林 水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 防風保安林 干害防備保安林 水源かん養保安林 土砂崩壊防備保安林 防風保安林 干害防備保安林 保健保安林 水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 干害防備保安林 保健保安林 水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 干害防備保安林 保健保安林 水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 干害防備保安林	46.96 2,597.10 102.32 4.14 3.45 794.51 25.90 0.00 0.23 674.04 54.63 0.43 22.38 1,327.57 153.56 0.04 0.66 14.71 5.35 1,593.32 10.69 0.11 2.74 7.34 875.04 65.30 0.50 616.49 97.20 1.20 0.23 217.51 13.31 3.78
避難設備 ・消火器	平成25年10月24日 (木) 9時30分から17時00分まで	延岡市社会教育センター 延岡市本小路39番1			
	平成25年10月31日 (木) 9時30分から17時00分まで	宮崎県技能検定センター 宮崎市学園木花台西 2丁目4番地3			

4 受講申込手続
 (1) 受講申請書の受付期間
 平成25年9月17日(火)から平成25年10月7日(月)まで(郵送の場合は、10月7日(月)の消印のあるものまで有効とする。)
 (2) 受講申請書の提出先
 宮崎市橋通東2丁目7番18号 宮崎県住宅供給公社内(〒880-0805)
 一般財団法人宮崎県消防設備協会

5 受講手数料
 講習区分ごとに7,000円(宮崎県収入証紙により納付すること。)

6 その他
 詳細については、一般財団法人宮崎県消防設備協会(電話0985(27)7348)又は宮崎県危機管理局消防保安課(電話0985(26)7627)に問い合わせること。

保安林の平成25年における皆伐による立木の伐採につき、森林法(昭和26年法律第249号)第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のように定める。
 平成25年9月2日
 宮崎県知事 河野俊嗣

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、小林市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。
 平成25年9月2日
 宮崎県知事 河野俊嗣

同一の単位とされる保安林等		皆伐面積の許容限度 (単位：ヘクタール)
単位区域名	保安林の種類	
北川水かん	水源かん養保安林	622.39
北川土流	土砂流出防備保安林	92.30
北川干害	干害防備保安林	1.51
五ヶ瀬川水かん	水源かん養保安林	2,003.99
五ヶ瀬川土流	土砂流出防備保安林	146.35
五ヶ瀬川干害	干害防備保安林	9.46
五ヶ瀬川保健	保健保安林	5.53
五十鈴川水かん	水源かん養保安林	1,047.20
五十鈴川土流	土砂流出防備保安林	24.48
五十鈴川干害	干害防備保安林	23.38
五十鈴川保健	保健保安林	0.22
耳川水かん	水源かん養保安林	2,013.76
耳川土流	土砂流出防備保安林	115.32
小丸川上流水かん	水源かん養保安林	204.60

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 プラッセだいわ小林店
 小林市大字細野字池の原1976番地1
- 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
 法附則第5条第1項の規定による届出
 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更
 平成25年6月18日
- 意見の概要
 意見なし
- 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
 (1) 場所
 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城

県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成25年9月2日から平成25年10月2日まで

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、平成25年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成25年9月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 試験の日時

平成25年11月8日（金曜日）午前10時から12時まで

2 試験の場所

宮崎市旭1丁目3番6号

宮崎県庁6号館 612号室

3 受験願書の受付期間

平成25年9月24日（火曜日）から10月11日（金曜日）まで（土曜日、日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで。なお、郵送の場合は、10月11日付けの消印のあるものまで有効とする。

4 受験願書の提出先

宮崎市橋通東2丁目10番1号

宮崎県商工観光労働部産業振興課

5 受験願書の提出方法

郵送又は持参

6 受験手数料

8,000円（宮崎県収入証紙により納付すること。）

7 その他

(1) 受験願書は、宮崎県商工観光労働部産業振興課において配布する。

郵送を希望する場合は、返信用封筒（21センチ5ミリ×30センチ以上）に切手を貼り、宛先明記の上請求すること。

なお、県庁ホームページからダウンロードすることもできる。

(2) 詳細については、宮崎県商工観光労働部産業振興課（電話0985-26-7095）に問い合わせること。

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により、平成25年度技能検定試験（後期）を次のとおり実施する。

平成25年9月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 実施職種

(1) 特級

鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造

(2) 1級及び2級

さく井（ロータリー式さく井工事作業）、鍛造（プレス型鍛造作業）、機械検査（機械検査作業）、機械保全（機械系保全作業、電気系保全作業、設備診断作業）、電気機器組立て（シーケンス制御作業）、半導体製品製造（集積回路チップ製造作

業、集積回路組立て作業）、自動販売機調整（自動販売機調整作業）、空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）、農業機械整備（農業機械整備作業）、冷凍空調和機器施工（冷凍空調和機器施工作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）、和裁（和服製作作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業、鉄筋施工図作成作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（アスファルト防水工事作業、合成ゴムシート防水工事作業、塩化ビニルシート防水工事作業、改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業）、ガラス施工（ガラス工事作業）、機械・プラント製図（機械製図CAD作業）及び塗装（鋼橋塗装作業）

(3) 3級

機械加工（普通施盤作業）、機械検査（機械検査作業）、電気機器組立て（シーケンス制御作業）、冷凍空調和機器施工（冷凍空調和機器施工作業）、和裁（和服製作作業）、建築大工（大工工事作業）、配管（建築配管作業）及び機械・プラント製図（機械製図CAD作業）

(4) 単一等級

樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）

2 実施等級等

特級、1級、2級、3級及び単一等級（各等級の実施職種は、前記1のとおりとする。）

3 技能検定試験の実施期日及び実施場所等

(1) 実技試験

ア 実施期日

実技試験は、平成25年12月4日（水曜日）から平成26年2月16日（日曜日）までの間において、宮崎県職業能力開発協会が別途指定する日に行う。

イ 実施場所

実技試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途通知する。

ウ 手数料

実技試験の手数料は、次のとおりとする。

全職種 16,500円

高等学校、専修学校、各種学校の在校生が3級実技試験を受検する場合の手数料は、次のとおりとする。

全職種 11,000円

エ 問題の公表日

実技試験問題は、平成25年11月27日（水曜日）以後に、あらかじめ受検申請者に公表する。ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は一部を公表しない。

(2) 学科試験

ア 実施期日

学科試験の実施期日は、次のとおりとする。

検 定 職 種	実施期日
鍛造、機械検査（1、2級）、電気機器組立て、婦人子供服製造、配管、型枠施工及びガラス施工	平成26年1月26日（日曜日）
特級全職種、さく井、機械加工、	平成26年2月2日

自動販売機調整、農業機械整備、 冷凍空気調和機器施工、コンクリ ート圧送施工、防水施工及び機械 ・プラント製図	(日曜日)
機械保全、機械検査（3級）、半 導体製品製造、空気圧装置組立て 、和裁、建築大工、かわらぶき、 鉄筋施工、塗装及び樹脂接着剤注 入施工	平成26年2月9日 (日曜日)

イ 実施場所

学科試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途通知する。

ウ 手数料

全職種 3,100円

4 受検申請の手續

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先

宮崎県職業能力開発協会

(3) 受付期間

平成25年10月7日（月曜日）から平成25年10月18日（金曜日）まで

(4) 受検申請に関する注意事項

ア 申請書の用紙及び受検案内は、宮崎県商工観光労働部労働政策課、県立産業技術専門学校及び宮崎県職業能力開発協会に交付する。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

なお、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封すること。郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるものに限り、受け付ける。

5 手数料の納付方法

(1) 実技試験の手数料の額（16,500円、但し高等学校、専修学校、各種学校の在校生が3級実技試験を受検する場合は11,000円）及び学科試験の手数料の額（3,100円）を申請書に添えて納付すること。

(2) 手数料は、現金又は銀行振込で納付すること。

(3) 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付は要しない。

(4) 申請書を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

6 合格の発表等

(1) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、宮崎県職業能力開発協会が合格発表日後に書面で通知する。

(2) 技能検定合格者の発表

技能検定合格者の番号は、平成26年3月14日（金曜日）に県庁本館前掲示板に公示する。

(3) 技能検定合格証書等の交付

特級、1級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大

臣名の、2級及び3級の技能検定の合格者には知事名の合格証書を交付する。また、このほか、厚生労働大臣から特級の技能検定の合格者には特級技能士章を、1級の技能検定の合格者には1級技能士章を、2級の技能検定の合格者には2級技能士章を、3級の技能検定の合格者には3級技能士章を、単一等級の技能検定の合格者には単一等級技能士章をそれぞれ交付する。

7 その他

技能検定について不明な点は、宮崎県商工観光労働部労働政策課又は宮崎県職業能力開発協会に問い合わせること。

宮崎県商工観光労働部労働政策課

所在地 宮崎市橋通東2丁目10番1号（県庁8号館3階）

電 話 0985 (26) 7107

宮崎県職業能力開発協会

所在地 宮崎市学園木花台西2丁目4番地3

電 話 0985 (58) 1570

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成25年9月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 都市計画を定める者の名称

都城市

2 都市計画の種類及び名称

都城広域都市計画道路

3・4・203号 軍人原通線

3・5・1号 谷頭中霧島線

3・5・255号 街区松崎線

3・4・252号 東岳通線

3・5・3号 内掘線

3・5・257号 横松通線

3・5・259号 飯起通線

3・5・261号 前方通線

3・6・6号 山田通線

2・小・1号 野々美谷線

3 縦覧場所

宮崎県県土整備部都市計画課

宮崎県都城土木事務所

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は完了した。

平成25年9月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び名称
北諸県郡三股町大字蓼池2289番1、2291番1、2380番1、2291番3の一部	都城市安久町6942番地 株式会社藤誠建設

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成25年9月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 競争入札に付する事項

- (1) 借入物品及び数量 I C 運転免許証追記端末装置一式
- (2) 借入物品の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成26年1月1日から平成30年12月31日まで
- (4) 納入場所 仕様書のとおり
- (5) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、調達内容に係る一切の諸経費を含めた額とし、賃貸借料1月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。
 なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に100分の5に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年宮崎県条例第81号）第2条第1項第1号の規定による契約であり、県は、上記1の(3)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
 ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合
 イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

- この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
- (1) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）に基づき競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。ただし、同要綱に基づく指名停止期間の決定を受けている者でないこと。
 - (2) 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
 - (3) 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置及び設定できると認められる者であること。
 - (4) 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。
 - (5) 納入する物品を第三者をして貸付けしようとする者においては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること、又は、(2)～(4)を履行できる者と共同して当該物品を貸付けることが可能であることを証明した者であること。
 - (6) 次に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団準構成員並びに暴力行為の常習犯又はその恐れのある者でないこと。
 ア 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する団体をいう。
 イ 暴力団員とは、暴対法第2条第6号に規定する暴力団の構成員をいう。

ウ 暴力団準構成員とは、暴力団員以外の者であって、暴力団の周辺にあり、これと交わりを持つ次のいずれかに該当する者をいう。

- (ア) 暴力団の威力を背景に暴対法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行う恐れがある者。
 - (イ) 暴力団又は暴力団員に対し、賃金、武器等の供給を行う等、暴力団の維持、運営に協力し、又は関与する者。
 - (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (8) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第25号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- 4 入札参加資格等の審査
- 入札に参加しようとする者は、前記3の資格要件を満たすことを証明できる書類を提出しなければならない。
 なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときはこれに応じなければならない。
- (1) 提出場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭1丁目8番28号 郵便番号 880-8509 電話番号0985 (31) 0110
 - (2) 提出期間 平成25年9月2日（月）から平成25年9月30日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）
 - (3) 提出方法 持参又は郵送（郵便にあっては、書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (4) 審査結果の通知 入札参加資格の審査結果は、平成25年10月10日（木）までに通知する。
- 5 契約条項を示す場所及び期間
- (1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係
 - (2) 期間 平成25年9月2日（月）から平成25年10月11日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）
- 6 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係
 - (2) 期間 平成25年9月2日（月）から平成25年9月30日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）
- 7 入札及び開札の場所及び日時
- (1) 場所 宮崎県警察本部 1階 102会議室
 - (2) 日時 平成25年10月15日（火）午後2時
- 8 入札保証金
- 入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第100条の規定による。
- 9 入札の無効に関する事項
- 宮崎県財務規則第125条に規定する入札は、無効とする。
- 10 落札者の決定の方法
- 予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- 11 契約に関する事務を担当する部局
- 宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭1丁目8番28号 郵便番号 880-8509 電話番号0985 (31) 0110
- 12 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 13 その他
- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づ

く政府調達に関する協定の適用を受ける。

- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased:IC Driver's Licence Update Device for Police Station, Iset
- (2) Time limit for tender 2:00 p.m. 15 October,2013
- (3) Contact point for the notice : Finance Division, Miyazaki Prefectural Police Headquarters, 1-8-28 Asahi, Miyazaki City, 880-8509 Japan. TEL:0985-31-0110

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成25年9月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 競争入札に付する事項

- (1) 借入物品及び数量 運転免許台帳ファイリングシステム一式
- (2) 借入物品の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成26年1月1日から平成30年12月31日まで
- (4) 納入場所 仕様書のとおり
- (5) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、調達内容に係る一切の諸経費を含めた額とし、賃貸借料1月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に100分の5に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約(以下「本件契約」という。)は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年宮崎県条例第81号)第2条第1項第1号の規定による契約であり、県は、上記1の(3)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
- ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合
- イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱(昭和46年宮崎県告示第93号)に基づき競争入札参加資格者名簿に記載されている者であること。ただし、同要綱に基づく指名停止期間の決定を受けている者でないこと。
- (2) 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
- (3) 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置及び設定できると認められる者であること。

(4) 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。

(5) 納入する物品を第三者をして貸付けしようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること、又は、(2)～(4)を履行できる者と共同して当該物品を貸付けることが可能であることを証明した者であること。

(6) 次に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団準構成員並びに暴力行為の常習犯又はその恐れのある者でないこと。

ア 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する団体をいう。

イ 暴力団員とは、暴対法第2条第6号に規定する暴力団の構成員をいう。

ウ 暴力団準構成員とは、暴力団員以外の者であつて、暴力団の周辺にあり、これと交わりを持つ次のいずれかに該当する者をいう。

(ア) 暴力団の威力を背景に暴対法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行う恐れがある者。

(イ) 暴力団又は暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等、暴力団の維持、運営に協力し、又は関与する者。

(7) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(8) 会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第25号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

4 入札参加資格等の審査

入札に参加しようとする者は、前記3の資格要件を満たすことを証明できる書類を提出しなければならない。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときはこれに応じなければならない。

(1) 提出場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭1丁目8番28号 郵便番号 880-8509 電話番号0985(31)0110

(2) 提出期間 平成25年9月2日(月)から平成25年9月30日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

(3) 提出方法 持参又は郵送(郵便にあつては、書留郵便に限る。)により提出すること。

(4) 審査結果の通知 入札参加資格の審査結果は、平成25年10月10日(木)までに通知する。

5 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係

(2) 期間 平成25年9月2日(月)から平成25年10月11日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

6 入札説明書及び仕様書の交付

(1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係

(2) 期間 平成25年9月2日(月)から平成25年9月30日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

7 入札及び開札の場所及び日時

(1) 場所 宮崎県警察本部1階 102会議室

- (2) 日時 平成25年10月15日（火）午後 2 時30分
- 8 入札保証金
入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第 2 号）第 100条の規定による。
- 9 入札の無効に関する事項
宮崎県財務規則第 125条に規定する入札は、無効とする。
- 10 落札者の決定の方法
予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- 11 契約に関する事務を担当する部局
宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭 1 丁目 8 番28号
郵便番号 880-8509 電話番号0985（31）0110
- 12 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 13 その他
- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 14 Summary
- (1) Nature and quantity of the product to be purchased:Driver's Licence Filing System, 1set
- (2) Time limit for tender 2:30 p.m. 15 October, 2013
- (3) Contact point for the notice : Finance Division, Miyazaki Prefectural Police Headquarters, 1-8-28 Asahi, Miyazaki City, 880-8509 Japan. TEL:0985-31-0110

労働委員会告示

宮崎県労働委員会告示第 3 号

労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第 478号）第 4 条及び労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第 1 号）第68条第 1 項の規定により、宮崎県労働委員会のあっせん員候補者の氏名、閥歴等を次のとおり公表する。

平成25年 9 月 2 日

宮崎県労働委員会会長 日 野 直 彦

あ っ せ ん 員 候 補 者 名 簿

(五十音順)

(平成25年 8 月20日現在)

氏 名	閥 歴 及 び 現 職	委 嘱 日
有 村 文 雄	県労働委員会労働者委員 N T T 労働組合九州総支部副執行委員長兼宮崎支部長	平25. 8. 20
江 藤 洋 行	県労働委員会使用者委員 吉原建設株式会社顧問	平25. 8. 20
大久保 貴 司	県労働委員会労働者委員 宮崎県平和・人権・環境労働組合会議議長	平25. 8. 20
大 森 一 仁	県労働委員会使用者委員 株式会社宮崎信販代表取締役社長	平25. 8. 20
金 丸 憲 史	県労働委員会公益委員	平25. 8. 20

	特定社会保険労務士	
川 越 道 郎	県労働委員会事務局調整審査課長	平25. 4. 8
工 藤 久 昭	県労働委員会使用者委員 宮崎県経営者協会専務理事	平25. 8. 20
倉 掛 正 志	県労働委員会使用者委員 宮崎県商工会議所連合会専務理事	平25. 8. 20
黒 木 忠 博	県労働委員会労働者委員 全宮崎交通労働組合連合会会長	平25. 8. 20
末 藤 孝 憲	県労働委員会使用者委員 米良電機産業株式会社顧問	平25. 8. 20
中 川 育 江	県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会宮崎県連合会副事務局長	平25. 8. 20
中 原 健 次	県労働委員会公益委員 元宮崎県福祉保健部長	平25. 8. 20
久 松 弘 幸	県商工観光労働部労働政策課長	平25. 8. 20
日 野 直 彦	県労働委員会公益委員 弁 護 士	平25. 8. 20
宮 田 行 雄	県労働委員会公益委員 弁 護 士	平25. 8. 20
安 井 伸 二	県労働委員会事務局長	平25. 4. 8
山 崎 真 一 朗	県労働委員会公益委員 弁 護 士	平25. 8. 20
横 山 節 夫	県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会宮崎県連合会会長	平25. 8. 20
米 澤 淳	県労働委員会事務局調整審査課課長補佐	平24. 4. 9